

八千代市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(占用料の徴収)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 占用面積が1平方メートル未満であるとき、又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。</u></p> <p><u>(4) 占用の長さが1メートル未満のとき、又はその長さに1メートル未満の端数があるときは、1メートルとして計算する。</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(延滞金)</p> <p>第5条 占用料を納期限までに納付しない者に対して督促状を発した場合において、当該督促状を受けた者が督促状の指定の期日までに占用料を納付しないときは、市長は、当該指定期日の翌日から納付の日までの日数に応じて滞納額に年<u>10.95</u>パーセントの割合を乗じて得た額を延滞金として徴収することができる。ただし、滞納額が100円未満で</p>	<p>(占用料の徴収)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(延滞金)</p> <p>第5条 占用料を納期限までに納付しない者に対して督促状を発した場合において、当該督促状を受けた者が督促状の指定の期日までに占用料を納付しないときは、市長は、当該指定期日の翌日から納付の日までの日数に応じて滞納額に年<u>14.5</u>パーセントの割合を乗じて得た額を延滞金として徴収することができる。ただし、滞納額が100円未満であ</p>

あるときは、徴収しない。

別表(第2条)

占用物件		単位	占用料
電柱	本柱	1本につき 1年	円 1,700
	支線, 支線柱		1,700
電話柱(電柱 であるものを 除く。)	本柱	1本につき 1年	円 620
	支線, 支線柱		620
変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所		1個につき 1年	2,200
広告塔		表示面積1平方メートル につき 1年	8,500
水道 管, 下 水道 管, ガ ス管, 電線 その 他こ れら	外径10センチメートル未 満	長さ1メートルにつき1年	120
	外径10センチメートル以 上30センチメートル未満		360
	外径30センチメートル以 上		630

るときは、徴収しない。

別表(第2条)

占用物件		単位	占用料(円)	
法第32条第1 項第1号に掲 げる工作物	第1種電柱	1本につき1 年	1,360	
	第2種電柱		1,500	
	第3種電柱		2,020	
	第1種電話柱		740	
	第2種電話柱		740	
	第3種電話柱		740	
	その他の柱類		87	
	共架電線その他上空に 設ける線類		長さ1メー トルにつき	9
	地下に設ける電線その 他の線類		1年	6
	路上に設ける変圧器		1個につき1 年	430
	地下に設ける変圧器		占用面積1 平方メー トルにつき1 年	530
変圧塔その他これに類	1個につき1	1,760		

に類する物件			
歩廊、雪よけその他これらに類する施設	占用面積1平方メートルにつき 1年	2.200	
上空又は地下に設ける通路		4.300	
看板類(アーチであるものを除く。)	表示面積1平方メートルにつき 1年	5.300	
自動車停留所標識	1本につき 1年	1.400	
アーチ	車道を横断するもの	1基につき 1月	5.900
	その他のもの		3.000
工事中施設、工事中材料置場	占用面積1平方メートルにつき 1月	850	
前各号に該当しないその他のもの	1平方メートル又は1基につき 1月	180	

備考 表示面積とは、広告塔又は看板類の表示部分の面積をいうものとする。

するもの及び公衆電話所	年		
郵便差出箱及び信書便差出箱		730	
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	6.800	
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1.740	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径0.07メートル未満	長さ1メートルにつき	100
	外径0.07メートル以上0.1メートル未満	1年	100
	外径0.1メートル以上0.15メートル未満		290
	外径0.15メートル以上0.2メートル未満		290
	外径0.2メートル以上0.3メートル未満		290
	外径0.3メートル以上0.4メートル未満		510

		外径0.4メートル以上0.7 メートル未満		510
		外径0.7メートル以上1 メートル未満		530
		外径1メートル以上		750
	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる 施設		占用面積1 平方メート ルにつき1	1,740
法第32条第 1項第5号に 掲げる施設	地下街及び地 下室	階数が1のも の	年	Aに0.005を 乗じて得た 額
		階数が2のも の		Aに0.008を 乗じて得た 額
		階数が3以上 のもの		Aに0.01を 乗じて得た 額
		上空に設ける通路		3,440
		地下に設ける通路		3,440
		その他のもの		1,340
	法第32条第 1項第6号に 掲げる施設	祭礼, 縁日その他の催しに際 し, 一時的に設けるもの		占用面積1 平方メート ルにつき1 日

	<u>その他のもの</u>		<u>占有面積1平方メートルにつき1月</u>	<u>450</u>
<u>道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件</u>	<u>看板(アーチであるものを除く。)</u>	<u>一時的に設けるもの</u>	<u>表示面積1平方メートルにつき1月</u>	<u>450</u>
		<u>その他のもの</u>	<u>表示面積1平方メートルにつき1年</u>	<u>5,400</u>
	<u>標識</u>		<u>1本につき1年</u>	<u>1,120</u>
	<u>旗ざお</u>	<u>祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの</u>	<u>1本につき1日</u>	<u>45</u>
		<u>その他のもの</u>	<u>1本につき1月</u>	<u>450</u>
<u>幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設で</u>	<u>祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的</u>	<u>その面積1平方メートルにつき1</u>	<u>45</u>	

	あるものを除く。)	に設けるもの その他のもの	且 その面積1 平方メート ルにつき1 月	450
	アーチ	車道を横断するもの その他のもの	1基につき1 月	4,720
				2,400
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1 平方メート	1,740
令第7条第3号に掲げる施設			ルにつき1 年	Aに0.034を 乗じて得た 額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び第5号に掲げる工事用材料			占用面積1 平方メート	680
令第7条第6号に掲げる仮設建築物			ルにつき1 月	150
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占用面積1 平方メート ルにつき1 年	Aに0.015を 乗じて得た 額
	上空に設けるもの			Aに0.024を 乗じて得た 額
	地下(トンネ	階数が1のも		Aに0.005を

	<u>ルの上の地下</u> <u>を除く。)</u>	<u>の</u> <u>階数が2のも</u> <u>の</u> <u>階数が3以上</u> <u>のもの</u>	<u>乗じて得た</u> <u>額</u> <u>Aに0.008を</u> <u>乗じて得た</u> <u>額</u> <u>Aに0.01を</u> <u>乗じて得た</u> <u>額</u>
		<u>その他のもの</u>	<u>Aに0.034を</u> <u>乗じて得た</u> <u>額</u>
	<u>令第7条第</u> <u>9号に掲げ</u> <u>る施設</u>	<u>建築物</u>	<u>Aに0.015を</u> <u>乗じて得た</u> <u>額</u>
		<u>その他のもの</u>	<u>Aに0.01を</u> <u>乗じて得た</u> <u>額</u>
	<u>令第7条第</u> <u>11号に掲</u> <u>げる応急仮</u> <u>設建築物</u>	<u>トンネルの上又は高架の道</u> <u>路の路面下に設けるもの</u>	<u>Aに0.015を</u> <u>乗じて得た</u> <u>額</u>
		<u>上空に設けるもの</u>	<u>Aに0.024を</u> <u>乗じて得た</u> <u>額</u>

	<u>その他のもの</u>		<u>Aに0.034を 乗じて得た 額</u>
	<u>令第7条第12号に掲げる器具</u>		<u>Aに0.034を 乗じて得た 額</u>
	<u>前各項に該当しないその他のもの</u>	<u>1平方メー トル又は1 基につき1 月</u>	<u>180</u>

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうもの

とする。

3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。